

みどりの 

21世紀 地球を、地域を、生活を、  
持続可能な豊かさに

# ニュースレター

9

2006  
No.160

特集：【前編】  
容器包装リサイクル法改定を徹底解説



このままでいいのか  
日本の容器包装リサイクル



特定非営利活動法人

環境市民

Citizens Environmental Foundation - since 1992 -  
<http://www.kankyoshimin.org>

¥100

# みどりの ニュースレター

No.160  
2006年 9月号  
Citizens Environmental Foundation

## コレため！ コレ、 ためてみました。

毎月エコロジカルなライフスタイル・グッズを  
スタッフが体をはって実践レポートします！



今月の表紙……

私たちの暮らしに身近なびん、缶、  
ペットボトル。  
容り方は改正されたもののこれら  
の発生抑制にはつながらなかった。



File no. 14

### 塩でゴシゴシ 歯みがきについて再考する

文/ニュースレター編集部 久保 友美

食べ物の美味しい秋が近づいてきています。食べた後にすることといえば、歯みがき粉をつけてゴシゴシと歯みがき……。その歯みがき粉には、発泡剤として台所用合成洗剤に使用されているものと同じラウリル硫酸ナトリウムが一般的に使われていることがあります。これは舌の先の味を感じる部位味蕾を麻痺させ、味覚をおかしくします。歯磨きしたあとに食べると、歯みがき粉の味しかなしいという経験がある人もいるのでは。せっかくの美味しい食べ物を楽しめないのはもったいない！ ということで、環境市民が作成した『グリーンコンシューマーガイド 1999 京都』で紹介している塩による歯磨きを実践することにしました。

まずコップに羽先を濡らせた歯ブラシを置き、上から塩を少量ふりかけます。コップに落ちたほうの塩はうがい水に使います。歯みがき粉を使ってきた私にとって、泡立ちがないのが物足りなくて「果たしてこれで歯の汚れがきちんと落ちているのだろうか」と心配になりましたが、回を重ねるごとに歯や歯茎が引き締まる感じが。また、うがいのし残し感がありません。そして、塩味だけなので、どこを磨いているのか、磨き残しはどこなのかということが歯磨き粉を使うときより分かりやすくなりました。そして、ブラッシングの時間が長くなりました。

本当に歯の汚れを落とし、虫歯を予防し歯の健康を守るには、歯みがき粉に頼るのではなく「丁寧なブラッシング」が必要です。

塩で歯磨きは、今日から始めることができます。健康な歯で美味しいものを満喫しませんか？

#### ※8月号紹介 石けんづくりについて

読者の方より石けんづくりについてアドバイスをいただきました。記事の中で、石けんを作るにあたって、ゴーグル、長袖が安全と書きましたが、併せてゴム長手袋の着用もお願いいたします。劇薬のカセイソーダは、目に入れば失明しますので必ずゴーグルをつけて下さい。またカセイソーダを混ぜることにより発熱を伴いますので、夏場は容器を冷却するための冷たい流水か氷水を用意することをおすすめします。カセイソーダの取り扱いには十分に注意の上でぜひお試しください。

## コレため！

塩でゴシゴシ 歯みがきについて再考する…02

### 特集：

## 【前編】 容器包装リサイクル法改定を 徹底解説

このままでいいのか 日本の容器包装リサイクル

…03-08

## とれたて！ 環境市民

…09

## みんなでエコろう！ 行事案内

…10-11

## 地球のなかま…12

第14回 今、ゴリラ達は 【前編】動物園のゴリラ達

## 青き星 碧い風…13

第八回 2枚の写真

## みんな集まれ！ わいわいひろば…14

環境市民のウェブサイト「エコ投票」の結果紹介

## 1/ 環境市民…15

藤見 昌憲さん

## 今月のありがとう…16

新入会員インタビュー・新入会員・寄付他

## 特集：【前編】

# 容器包装リサイクル法改定を徹底解説 このままでいいのか 日本の容器包装リサイクル

文 / 環境市民事務局長 堀 孝弘

容器包装リサイクル法（以下「容リ法」）が制定されたのは1995年6月。忘れもしない阪神淡路大震災が発生した年でした。当時、環境市民は、大震災の救援活動と並行して、全国の市民団体とともに、この法律の問題について警告を発していました。「この法律は、ワンウェイ容器を製造、使用する事業者の責任が軽く、制定、施行されたならば、ワンウェイ容器の消費を拡大し、リユース容器を激減させかねない」「自治体の負担が重く、自治体財政を圧迫させる」などです。あれから11年。結局、この警告通りになりました。

市民団体だけでなく、多くの自治体からも改定要望が

出され、施行から10年を迎える2007年、ようやく改定されることになりました（小規模な改定はこれまでもありました）。

だけど、ちょっと待った！ 話題となっていた「レジ袋の無料配布禁止」も見送られ、自治体負担の軽減も部分的。様々な問題対処はありますが、問題の本質は改善されておらず、これでは、とても喜んでいただけません。

では、日本の容リ法にはどのような問題があるのでしょうか。今回は容リ法の問題を特集し、次回は2007年度改定の概観と、今後さらにどのような改善が必要か展望します。

## 今回の改定をめぐる構図

### 容器包装リサイクル法（関連省令を含む）の問題点

環境市民など、多くの団体が指摘していたこと

- 発生抑制やリユースより位置づけの低いリサイクルの促進が目的化している
- ワンウェイ容器使用の少ない住民も等しく負担しなければならない
- 自治体の負担が大きい
- ワンウェイ容器使用にやさしく、リユース容器にきびしい
- レジ袋、食品トレイなど特定包装は、事業者間でも負担がアンバランス
- 他のリサイクル関連法と「負担」のあり方がちがう

成果

一般廃棄物の処理責任を事業者にも課す道をひらいた。リサイクルを盛んにし、ごみの最終処分量を削減した。

大きなへだたり  
容リ法は、3Rの中で  
優先順位の低いリサイ  
クルを優先

### 国の法律や計画に記された社会ビジョンなど

#### 循環型社会形成推進基本法

第7条他「廃棄物処理の優先順位」

1. ごみを出さない
2. 再使用できるものはリユースする
3. 再生利用〈マテリアルリサイクル〉
4. 熱回収〈サーマルリサイクル〉
5. 適正処分

#### 循環型社会形成推進基本計画（H15.3策定）

##### 第2章「循環型社会のイメージ」

##### ◇暮らしに対する意識と行動の変化

20世紀後半に形成された「ワンウェイ型ライフスタイル」から、「循環」を基調とした社会に転換

##### ◇ものづくりに対する意識と行動の変化

「事業活動」については、製品の生産、販売、サービスの提供などの各面において3R（リデュース、リユース、リサイクル）のための取り組みが積極的に展開される。

10年を機に改定へ

#### 【改定の中で議論されていたこと】

- ◇自治体と事業者との負担のあり方
- ◇事業者のなかに負担金を支払わない「ただ乗り事業者」がいる
- ◇中国への回収ペット樹脂の輸出抑制
- ◇レジ袋の有料化
- ◇サーマル回収の推進

なお、大きなへだたり

#### 【実際の改定】

- ◆排出抑制に向けた消費者の意識向上の取り組み促進
- ◆事業者により資金拠出する仕組みの創設
- ◆ただ乗り事業者の罰則強化
- ◆収集容器包装廃棄物の自治体への引き渡し条項の追加

## まずは言葉の整理、発生抑制と排出抑制

### モノづくり段階からごみを減らす「発生抑制」

本題に入る前に、改定容り法の説明でよく出てくる「排出抑制」と、「発生抑制」という2つの言葉を整理しておきます。

「発生抑制」とは、製品設計段階での耐久性や再使用可能性の向上や省資源化（素材の単純化、コンパクト化など）への配慮など、生産・消費段階などあらゆる場面で、ごみ削減を求めることを指します。

「排出抑制」は、消費後のごみ排出を減らそうという考え。極端な例ですが、消費者がごみを自宅庭に埋めても排出抑制になります。

環境市民は、「発生抑制」が重要であると考えます。しかし、容り法改定案では「発生抑制」でなく、「排出抑制」が使われているため、本稿のなかでも一部「排出抑制」を使っています。

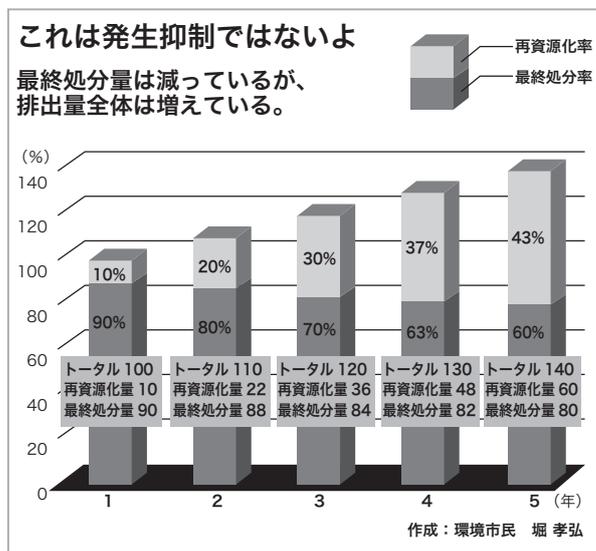
### 大量リサイクルではダメなんだ

「発生抑制」について、もう少し説明します。例えば図1のように、増え続けるごみに対してリサイクルをすすめ、処分ごみが減れば「発生抑制された」と言う人も見かけます。しかし、これは「発生抑制」ではありません。確かに、ごみ埋立地の延命効果はありますが、資源やエネルギーの投入量など、全体的な環境負荷は少なくなりません。

### 発生抑制をすすめるグリーン購入とグリーンコンシューマー

環境市民は、ごみの発生抑制をすすめるには、モノやサービスの選択時に、環境にも配慮するグリーン購入が重要と考えます。グリーンコンシューマーを増やし、グリーン購入が広まると、モノづくりや売り手の品揃えに影響を与えることができます。環境市民は、1992年の設立以来、京都をはじめ全国でグリーンコンシューマーやグリーン購入を広める活動を展開してきました。以下で紹介する容り法の問題も、グリーンコンシューマーの考えをもとに発生抑制をすすめる視点から見たものです。

図1. 発生抑制の意味



## おさらいしましょう。ごみの基礎知識

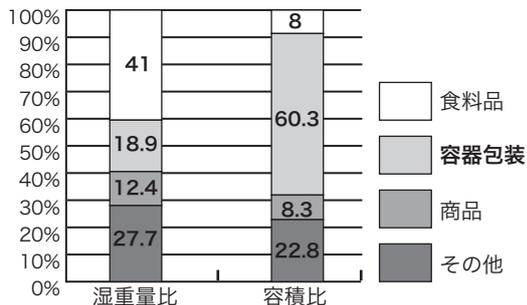
### ごみの種類と排出量 市町村に処理責任のあるのは一般廃棄物

ごみは、大きく分けて産業廃棄物と一般廃棄物があります。排出量が圧倒的に多いのは産業廃棄物（約4億1,200トン・2003年）。市町村に処理責任があるのは一般廃棄物（約5,059万トン・2004年）。一般廃棄物には事業系廃棄物（1,654万トン）と生活系廃棄物（3,405万トン）があります。

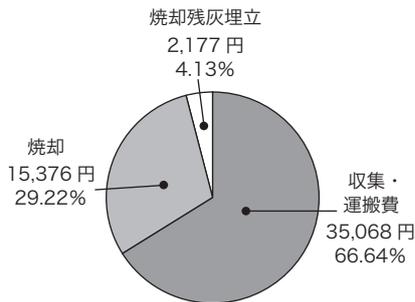
### ごみの内訳 かさで見れば容器包装が圧倒的に多い

多くの市町村がごみの組成を材質別に調査していますが、京都市は「ごみになる前の用途別組成」を長年にわたり調査してきました。それによると、湿重量比で2割程度（18.9%）しかない容器包装が、容積比では6割（60.3%）を占めています（2004年度）。かさばるごみの増大は、収集時の手間を大きくし、自治体財政を圧迫します。

### 京都市排出前用途別ごみ組成



### 家庭ごみ 1tあたり処理費用内訳



京都市環境局事業概要  
平成17年度版より

## 容リ法がどのような法律か、概観しましょう

### なぜ、容器包装のリサイクル責任を事業者に課すのか

容器包装の大半はアルミ、鉄、石油など貴重な資源から作られているため、これを一度の利用で廃棄するのはもったいないことです。ただ、もともと容器の大半はリユースされ、家庭ごみへの排出は多くありませんでした。容器のワンウェイ化がすすみ、前述のように家庭ごみの容積比6割を占めるまでになり、自治体財政を圧迫するようになりました。こういった状況の変化による負担を自治体だけでなく、事業者と消費者にも求めることになりました。また、事業者に製品廃棄後の処理・リサイクル責任を求めることは世界の先進国に共通した動きでもあります。

### 《容リ法が拓いた事業者責任》

容リ法の施行前、市民が排出した一般廃棄物（家庭や事務所、商店から発生するごみ）の処理責任は市町村のみにありました。容リ法の成果として、製品をつくり販売した事業者が廃棄物の処理責任を負ってもらう道を拓いたことがあります。

また、リサイクルを盛んにし、埋立地の延命に貢献していることも成果としてあげることができます。たとえば、国民一人一日当たりの最終処分量は、1995年度の296グラム/人日から、2003年度は181グラム/人日に減少しました。

### 《対象となる容器包装》

対象となる容器包装は、

- ・金属（アルミ、スチール）
- ・ガラス（透明、茶、その他）
- ・プラスチック（ペットボトル、その他）
- ・紙（紙パック、段ボール、その他）

です。

「中身が商品でないもの（ダイレクトメールや景品など）」、「中身がサービスであるもの（クリーニング、宅配便の箱など）」などは対象外です。



### 《再商品化義務の発生する事業者》

再商品化義務があるのは、

- 「容器・包装を利用する中身製造事業者」
  - 「容器製造事業者」
  - 「小売・卸売事業者（利用事業者）」
  - 「輸入事業者」
  - 「テイクアウト飲食店（利用事業者）」
- などで「特定事業者」と言います。

前記の容器・包装のうち、特定容器は製造事業者と利用事業者、特定包装（レジ袋（紙製含む）や食品トレイ（プリパック除く）など）は、利用事業者（小売店）に再商品化義務が発生します。また、事業規模が一定以下の事業者は適用除外となります。

# 容器包装リサイクル法の問題 改定前

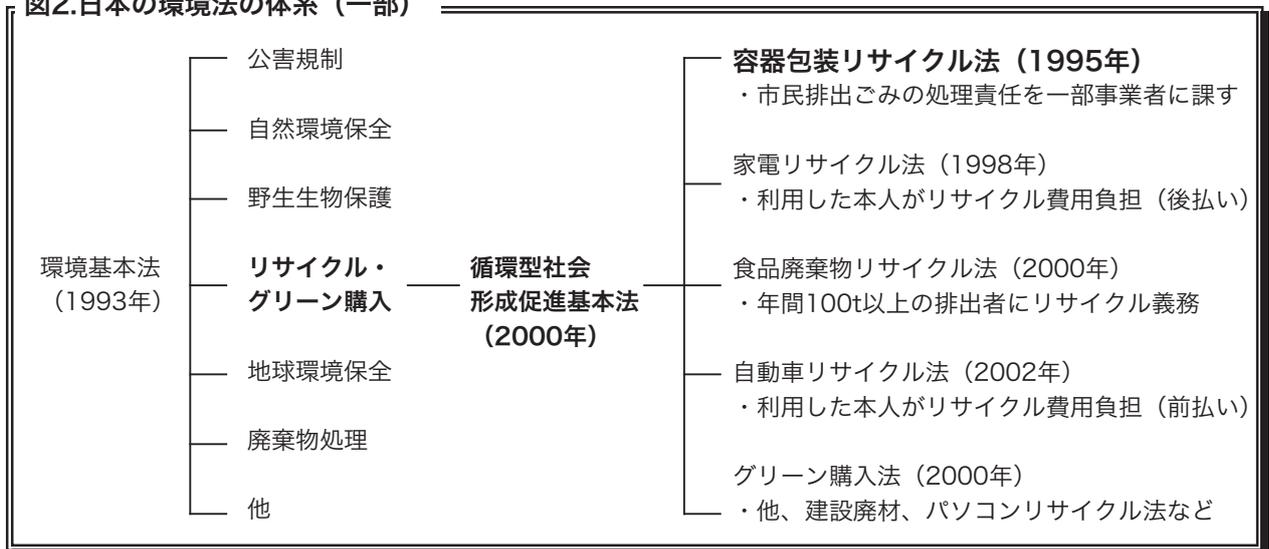
## 問題1. 優先順位の高いリユースより、リサイクルを優先している

### 容り法の上に循環型社会形成推進基本法がある

もともと容り法にどのような問題点があったかを見る前に、日本の環境関連法がどのような体系になっているかを見ましょう。図2のように、1993年制定の環境基本法を根幹法として、その理念を実現するものとして、公害規制や自然保護、地球環境保全、資源循

環、廃棄物処理など分野ごとに法律が制定されています。リサイクル促進やグリーン製品普及の分野には、2000年6月制定された循環型社会形成推進基本法（以下「循環社会基本法」）があり、その下に、容り法や家電リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法など製品ごとの個別法が制定されています。

図2.日本の環境法の体系（一部）



### 循環型社会基本法が定めるごみ処理の優先順位

循環型社会基本法では、廃棄物のうち有用なものについて、利用や処分の優先順位が規定されていて、これを「基本原則」と表現しています。

- (1) 循環資源のうち、再使用できるものについては再使用しなければならない
- (2) 再使用できないものであって再生利用できるものについては、再生利用がされなければならない
- (3) 熱回収（焼却してその熱をエネルギーとして回収）
- (4) 安全な処分と続きます。

ただし、「技術的、経済的に可能な範囲で」という但し書きがつきます（第7条）。ここで言う再使用とは、製品をそのまま、または一部を修理して使うことでリユース（Reuse）を指します。再生利用とは、つぶして、溶かし、原料として利用する、いわゆるリサイクル（Material Recycle）のことです。

### 循環型社会基本法の「基本原則」が、容り法で活かされていない

容り法の第1条に記されているこの法律の目的には、「廃棄物の適正処理、資源の有効活用を通じて、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する」と書かれています。その手法として、「容器包装廃棄物のリサイクルを促進する措置を講じ、一般廃棄物の減量および再生資源の活用をはかり……」があげられています。

循環型社会基本法では廃棄物処理の最優先として「リユース」を位置づけていますが、容り法ではリユースの推進には触れず、それより優先順位の低いリサイクルの促進があげられています。

## 問題2. ワンウェイ容器使用の少ない住民も等しく負担しなければならない

### リユースとリサイクル、この似て非なるもの

ひょっとして誤解されている人がいるかもしれません。「リユースもリサイクルも、資源として活用するのだから、どちらを推進してもいいじゃないか」と。一理あるようですが、負担のあり方がまったく違います。例えばビールの場合、びんビールの空きびんは酒屋など販売店に戻り、びん商※を通じてビールメーカーに戻り、何度もリユースされます（本来のシステム）。空きびんを再使用するための輸送・洗浄費用は最終的に価格に加算され、購入者自身が負担しています。※空きびんの回収、洗浄、販売を営む事業者

### 缶、ペットボトルを飲んでいない人も払っている！

#### 再資源化費用の大半は税金 減量への動機は生まれない

缶やペットボトルなどのリサイクルは、自治体収集の場合、再資源化費用の大半が税金でまかなわれます。つまり、利用した本人だけでなく、利用していない人も含めて地域住民全員で負担する仕組みになっています。

住民のなかには、缶やペットボトルを意識的に減らしている人も、まったく無頓着な人も様々います。1日3本利用する人と、3日に1本利用する人の差は9倍になります。本人負担でなければ、この不公平は解消されませんし、ごみを減らそうという動機も生まれません。

## 問題3. 自治体の責任が重く負担が大きい

### 事業者負担が発生しないワンウェイ容器がある

アルミ缶、スチール缶には、「あき缶はリサイクルへ」と印刷されています。これを見た多くの人は、市町村の資源ごみとして分別排出した後、飲料・食品など中身メーカーや容器メーカーも、リサイクル費用の一部を何らかのかたちで負担していると感じることでしょう。

しかし、アルミ缶、スチール缶、ミルクカートン、段ボールの容器のリサイクル責任は、（事実上）製造・販売事業者に課されません。では、誰がリサイクルに要した費用を負担しているのでしょうか。答えは前述のように市町村。つまり地域住民の税金です。では、どのような場合、事業者負担が発生するのでしょうか。

### どのようなときに、事業者のリサイクル責任が発生するのか

多くの市町村（広域の処理組合を含む）が「資源ごみ」の分別収集を実施しています。容リ法（関連省令含む）では、住民から収集した後、混入した雑物を取り除き、材質ごとに分け、一定量（10トンが目安）の保管まで、市町村の責務と定めています。その後、アルミや鉄などの再生

業者の引き取り時に「逆有償」になった場合、製造・販売事業者のリサイクル責任が発生します。

どういうことかと言うと、ある鉄の回収業者に引き取りを依頼して、「くず鉄はどこも余っていて、売れなくて困っている。逆に処理費をいただけるなら、引き取るが……」と言われ、資源として売却するどころか、お金を払わないと引き取ってもらえなくなったような場合です（実際には、年度ごとの入札によって引き取り金額と業者を決めるので、上記のような個別交渉はありません）。

### 逆有償が発生しなくても、自治体の負担は大きい

アルミ、スチール、ミルクカートン、段ボールについては、社会情勢によほどの変化がない限り逆有償になりません。そのため、上記の容器であれば、製造・販売事業者にリサイクル責任は発生しないのです。

アルミの場合、1kgあたり数十円、スチールなら数円で再生業者に売却できます。この分は自治体の収入です。ただし、再生業者に渡せるまで、市町村は収集や選別などにこれより大きな支出をしています。

## 問題4. ワンウェイ容器使用にやさしく、リユース容器にきびしい

### リサイクル責任が発生する容器でも、負担は軽い

ガラス容器やペットボトルの場合は、製造・販売事業者にもリサイクル責任が発生します。この場合、（財）日本容器包装リサイクル協会に、材質ごとの使用量に応じてリサイクル委託金を支払います。その委託金を用いて

自治体収集の容器包装廃棄物がリサイクルされる仕組みになっています。

ただし、その負担額は以下に示すように軽いものです。大型のペットボトルでも0.55円。小型ペットボトルなら0.14円。比較のため、下段にこの分野で先行したドイツの委託金を掲載しました。いかに日本のシステムがワンウェイ容器にやさしいかお分かりいただけると思います。

容器一本あたり リサイクル委託金

容器	ペット大	ペット小	紙パック	アルミ缶	スチール缶	透明びん	茶色びん
容量	2000ml	500ml	1000ml	350ml	350ml	300ml	300ml
重量	60g	15g	160g	17g	40g	280g	280g
日本容リ協会委託金	0.55円	0.14円	0円	0円	0円	1.09円	1.99円
ドイツ委託金（円換算）	12.27円	3.07円	18.07円	1.87円	1.63円	3.10円	3.10円

（財）日本容器包装リサイクル協会資料および、ドイツ・DSD社資料より 日本は2006年度、ドイツは2005年

## ワンウェイ容器は増やし続けていいの

市町村の分別回収の進展につれて、リサイクルルートが整備・拡充されます。それにあわせて、リサイクル委託金も下げられます。特に最近10年間のペットボトルのリサイクル委託金急落が目立ちます。委託金の

低下はルート整備など市場努力もありますが、一方ワンウェイ容器の負担を軽くし、増加の呼び水にもなります（2006年度の急下落は、中国への回収樹脂輸出急増への対処といった特殊な事情も含まれます）。

### (財) 日本容器包装リサイクル協会へのリサイクル委託金

年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
無色ガラスびん	2.0円	1.8円	2.6円	4.2円	4.0円	3.6円	3.0円	2.8円	2.6円	3.9円
茶色ガラスびん	2.5円	2.9円	4.4円	7.7円	7.7円	7.8円	5.7円	4.8円	4.8円	4.8円
その他ガラスびん	5.5円	5.5円	6.3円	8.10円	9.1円	9.1円	8.6円	8.0円	6.4円	7.1円
PET ボトル	101.8円	101.8円	95.1円	88.8円	83.8円	75.1円	64.0円	48.0円	31.2円	9.1円
紙製容器包装	-	-	-	58.6円	58.6円	42.0円	25.2円	19.2円	12.6円	20.4円
プラスチック製容器包装	-	-	-	105.0円	105.0円	82.0円	76.0円	73.0円	80.0円	89.1円

(財) 日本容器包装リサイクル協会 資料

(単位 円/kg)

## リユース容器に厳しい規定

容り法では、事業者が販売した商品の容器または包装を自ら回収した場合、上記の再商品化委託金は支払わなくて済むよう規定しています（第18条）。ただし、別の省令の規定により自主回収を「おおむね90%」と規定しています。自主回収で90%の回収率をあげるのはかなり困難です。それに満たなければ、自主回収をして

いても、委託金も支払わないといけません。

一方、ワンウェイ容器は、リサイクル費用負担のすべて、または大部分を自治体に委ねることができます。

●容り法第18条……特定事業者は、その用いる特定包装を自ら、または他者に委託して回収するとき、その回収率の方法が主務省令で定める回収率に達するための適切なものである旨の主務大臣の認定を受けることができる。●「容器包装リサイクル法に関する施行規則」第20条……自主回収の認定に係る回収率は「おおむね90%」とする

## 問題5. レジ袋、食品トレイなど特定包装は、事業者間でも負担がアンバランス

小売店が使うレジ袋、食品トレイなどは、事実上小売店のみで義務が発生し、製造事業には責任は発生しません。このため、小売業界から大きな不満が出ています。また、なかにはリサイクル委託金を支払っていない「た

だ乗り事業者」や、事業規模から見て明らかに使用量の申告が少ない「過少申告事業者」などもあり、これについても、まじめに委託金を支払っている事業者から不満がでています。

## 問題6. 他のリサイクル関連法と「負担」のあり方がちがう

### 本人負担へ、さらに後払いから前払いへ

容り法の後、制定された家電リサイクル法や自動車リサイクル法では、リサイクル費用は製品を使用した本人がリサイクル費用を負担することになりました。しかし、家電の場合、廃棄時にリサイクル費用を支払うことになったため、制度を理解できない人たちによって不法投棄が相次ぎ、問題となりました。そのため、自動車リサイクル法では新車購入時、または車検登録時に予めリサイクル費用を支払う仕組みとなりました。これによって不法投棄や費用徴収もれなどの問題が避けられます。こうした前払いなど、リサイクル費用が商品代に含まれるこ

とを「内部化」といいます。

### 製品によって、負担のあり方が違うのはわかりにくい

容器包装リサイクルの場合、利用した本人ではなく、市町村を介した「住民負担」になっています。これを処理費用の「外部化」と言います。

後で制定されたリサイクル関連法では、負担のあり方が「本人負担」へ、本人負担でも、「後払い」から「前払い」へと変わってきています。製品によって、負担のあり方が違うのはわかりにくく非効率です。

### ●●● 来月号に向けて ●●●

容り法は「出たごみを滞りなくリサイクルする」ための仕組みは構築しました。しかし、ワンウェイ容器の発生抑制やリユース容器を維持する仕組み、公平な費用負担など、社会を持続的に発展させるための機能や条件を欠いています。

ワンウェイ容器の急増を「ライフスタイルの変化」「消費者の嗜好の結果」と位置づけ、大量リサイクルで後追いつめるのでは問題対処的と言わざるを得ません。どのような社会を築くのかビジョンを描き、その実現のため制度を整えていく、バックキャストという考え方も必要です。来月号では2007年の容り法改定について紹介するとともに、海外事例も紹介し、私たちの社会の容器包装リサイクルの将来を展望したいと思います。



～環境市民の今、そしてこれからの活動をお知らせします～

# とれたて！環境市民



## 「考えてみよう、自分の家、自分の夢 エコロジーな住空間工作教室」

### 親子で考えよう、自然と共にある住まいとは!?



**真**夏の日射しも強く差すなか、京都市伏見区にある京エコロジーセンター<sup>みやこ</sup>では親子を対象とした、模型作りを通して「自然と住宅建築のあり方」を学ぶ講座が、7月29日(土)と8月6日(日)の2回にわたって開催されました。

7月29日に行われた第1回「自然住宅を考えてみよう」では、親子3組が参加。講師は環境市民メンバーでもあるインテリアコーディネーターの藤井千穂さんが務め、始めに自然と共にある住宅とはどのようなものかを説明されました。その説明でプロジェクターに映しだされたのはモンゴル、スウェーデン、フィンランドなど日本とは気候も文化も異なる地域。特にフィンランドでは、橋の上に住宅が建てられているなど驚きの建築があり、参加者は興味津々な目つきと姿勢でした。ときおり、藤井さんの説明を聞かなかで、子どもたちが「この家はどんな造りになっているの?」と質問すれば藤井さんが一つひとつ丁寧に答え、親が説明内容をしっかりメモするなど真剣な顔も見て取れました。

世界の建築を紹介するかたわら、藤井さんは住宅と環境との関係についても触れ「現代は室内の冷温を自在に操ることで快適な住まいを得るものの、果たして環境への影響はないのだから」と参加者の意識へ呼びかけます。この呼びかけに「そういえば……」とつぶやいて自宅の周辺環境に考えを巡らす親もおられた。「どうすれば影響を小さくできますか?」と親から質問される場面も何度かありました。

話は自然と住宅のあり方へと移っていき、一例としてスウェーデンの木造住宅が紹介されました。この木造住宅では太陽の光で暖まった石から熱気をファンで住宅内に取り込んで室内を温め、壁面にコケを生やして保温効果を上げる措置がとられています。このように自然を利用した住宅のことを「ナチュラルハウス」と呼び、この建物を手本にとり、太陽、風、水、土、樹の五つを取り込んだ住宅模型を作ることが提案されました。この提案に、参加している親子はスタッフとともに住宅模型の設計図を作成し始めました。

まず、どのような自然を住宅に取り入れるのかを各々決めたあと、住宅が建つこととなる川沿いの土地の模型を見ながらイメージを膨らませていたようです。そのことを示すように、ある親子は手持ちの水筒を建物に見立てていたり、土地の模型を斜めにしたりと、喚声を挙げて試行錯誤する様子が終始見受けられました。

こうして第1回が模型の設計図を完成して終わったあと、8月6日に開催された第2回「つくってみよう、君の家」では、前回と同じく参加した親子がスタッフとともに、室内にある材料を用いて模型の組み立てに入りました。途中何度も設計図を見直しては、模型について自分の考えを話し合っている親子の姿が何度も見られ、ときには親御さんの方が夢中になって模型を作っていることもあって、親と子ども、どちらが主体になっているのか分からないくらい、親子共々模型作りに熱中していました。

そして、騒がしくも楽しい雰囲気でも模型作りも終了。終わったあとには太陽光をたくさん取り入れられる天井部分が透明なドーム状の円筒型の住宅模型や、住宅の中央に一本の樹が貫いて立っていたり、住宅の2階部分にあるベランダが植物で覆われた菜園のようにになっているなど、どれも自然との共生を念頭において作られていることがよくわかる模型ばかりで、参加者は皆、ご自分の模型に満足していました。

今回のホリデースクールは「自然と住宅建築のあり方」を参加者に考えてもらうものでしたが、考え意識してもらう方法として模型を作るというのは良いやり方だったと思います。いまや住宅と言っても、販売住宅だったり、自然もなにもない市内の環境でのアパート・マンション住まいで、実際にゼロから家のことを考えることは滅多にありません。さらに言えば自然とも触れ難い現在の都市環境において、自然を意識することすらあるのかどうか危ういところ。その問題を模型作りを通して、改めて自然とのかかわり合いを親に考えてもらい、子どもには自然の大切さや共生のあり方を学んでもらう、また、笑顔で完成した模型をかざす子どもたちや、途中真剣な表情で藤井さんの言葉を書き記していた親御さんの顔を思うと、親子ともども得るものの多い内容だったのではないかと思います。

ひとつ未来に期待するとしたら、今回のホリデースクールをきっかけに将来、環境分野などにて新たな自然住宅のあり方を構築してくれる人物が生まれると良いですね。

(文 / ニュースレター編集部 鱈部 晶彦)

# みんなで エコろう! 行事案内

問合せ・申込み

**環境市民**

<http://www.kankyoshimin.org>

[TEL] 075-211-3521  
[FAX] 075-211-3531  
[IP 電話] 050-3581-7492  
[E-mail] life@kankyoshimin.org

## 講座「社会を変える! グリーンコンシューマー」(仮)

グリーンコンシューマーは、日々の買い物を通じて社会を変える力を持っています。今回の連続講座では、日常生活のなかの具体的な取り組みのヒントから国内外のNGO・自治体・企業の取り組みまで幅広く紹介し、これからの社会を創っていくために、私たち市民が持つ大きな力とその可能性をお伝えします。※詳細は、次号でお知らせします。

### 【第1回】

グリーンコンシューマーの基本的な考え方やNGO・自治体・企業の具体的な取り組みと成果を国内外の事例を交えて紹介し、グリーンコンシューマーが描く未来を展望します。

と き : 11月17日(金) 午後1:30から3:30

講 師 : 枚本 育生 (NPO法人環境市民代表理事)

### 【第2回】

グリーンコンシューマーとして、個人で日々取り組める環境を考えた買い物の仕方、良い商品を扱うお店の見つけ方やその応援の仕方など、暮らしと地域を元気にする方法を伝えます。

と き : 11月24日(金) 午後1:30から3:30

講 師 : 堀 孝弘 (NPO法人環境市民事務局長)

### 【第1・2回共通】

と ころ : ひと・まち交流館

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1

定 員 : 70人

参加費 : 有料(環境市民の会員割引有り)

申込み : 必要

## 京都自然めぐり 子どもと遊べる大人になろう2006

京都周辺の素晴らしい自然を、子育てや野外遊びに造詣の深い講師らとめぐります。自然のなかで、お金やエネルギーを使わなくても遊べる大人になるため講座です。高校生以上で子ども遊びリーダーになりたい人、野外遊びに関心ある人は是非ご参加ください。

### ■第1回「子どもの頃の感動を呼び覚まそう！」

と き : 10月1日(日)

と ころ : 京都御苑

講 師 : とびっきりの野外あそび人 西村 仁志さん

### ■第2回「子どもの心を育てるおもちゃで遊ぼう！」

と き : 11月3日(祝・金)

と ころ : キッズいわきパフ(宇治市)

講 師 : とびっきりのおもちゃやさん 岩城 敏之さん

### ■第3回「秋の大文字で芸術家になろう！」

と き : 11月26日(日)

と ころ : 大文字山(左京区)

講 師 : とびっきりの自然案内人 久山 喜久雄さん

### ■第4回「森の遊びと森の暮らし」

と き : 1月27日(土)

と ころ : 環境市民こもれび小屋(西京区)

講 師 : とびっきりの森の探検家 余部 衛さん

### ■第5回 2月~3月 左京区大原 大原工房

※第5回の詳細は次号でお伝えします。

と き : 全講座 午前10:00から午後4:00

参加費 : 一般2,500円、環境市民会員・エコメイト2,000円  
原則全5回参加できる人を募集

申込み : 必要

主 催 : 環境市民、京エコロジーセンター(京都市環境保全活動センター)

問合せ・申込み

**環境市民 東海事務所** [TEL/FAX] 052-521-0095  
[IP 電話] 050-3604-6182  
[E-mail] tokai@kankyoshimin.org

<http://www.kankyoshimin.org/tokai>

## 環境市民 nagoya cafe & ぼっとらっくばーてい

### ●環境市民 nagoya cafe

運営に関するミーティングをおこないます。どなたでも参加できます。ぶちボランティアも歓迎します。お気軽にどうぞ。

と き : 9月1日(金) 午後7:00から9:00

と ころ : 環境市民 東海事務所

参加費 : 無料

申込み : 必要

### ●「ぼっとらっくばーてい」

マイカップと一品を持ち寄り、楽しいひと時を過ごします。是非お友だち(まだ会員でない方)をお誘いいただきご参加ください。

と き : 9月21日(木) 午後7:00から9:00

と ころ : 環境市民 東海事務所

参加費 : 無料

申込み : 必要

## 環境デーなごや2006中央行事

環境に関する広報・啓発活動。NGO 団体によるブース企画運営。日本の首都コンテストの広報など。

と き : 9月17日(日) 午前10:00から午後2:00

と ころ : 久屋大通り公園(名古屋市中区)

企 画 : 環境市民 東海事務所(ブース企画運営)

主 催 : 名古屋市 環境デーなごや実行委員会

### ●「山川里海のネイチャーツアーin海上の森」

10月に予定しています。お問い合わせください。

●「オワリ名古屋のハジメノ調査研究2006」

あおなみ線・東部丘陵線(リニモ)・城北線などの公共交通機関を調査研究する市民研究員を募集中です。環境共生住宅・酸性雨調査員も募集中です。

●「でら KETTA map 制作委員会」

ボランティアスタッフ大募集!です。

名古屋中心部の栄エリアを中心とした自転車マップなどをつくりまします。まずは、お名前・連絡先を明記の上、メールにて登録をお願いします。愛知県・愛知県地球温暖化防止活動推進センター公募による受託事業です。

●「大久保環境教育基金」より

環境関連の書籍・NPOなどが編集発行した報告書など、寄付してください。

東海事務所の「大久保環境文庫」の充実のためです。詳細はお問い合わせください。

東本願寺市民プロジェクト「お堀探検」

東本願寺のお堀に琵琶湖疎水・本願寺水道とつながっているため、ブラックバスやブルーギルなど琵琶湖に棲む外来生物も生息しています。また通りに面していることから、人通りが多く、さまざまなごみが投げ込まれています。そこで東本願寺のお堀をさらい、どのような生物が棲んでいるか、どんなごみが投げ込まれているかを調べるのワークショップを環境市民も参加している「東本願寺市民プロジェクト」が開催します。

と き : 9月3日(日) 午前10:00から午後5:00

と ころ : 東本願寺(京都市下京区)

参加費 : 無料

持ち物 : タオル、水筒

服 装 : むれたり、汚れたりしてもかまわない服装

申込み・問合せ : 東本願寺御遠忌本部

TEL 075-371-9209

締 切 : 9月2日(土)

共 催 : 環境市民、気候ネットワーク、京都ピオトープネットワーク、下水道文化研究会、京都R、京都・雨水の会など

主 催 : 東本願寺と市民がともに環境を考えるプロジェクト



ミーティング&イベントカレンダー

※「●」は京都事務局までお問い合わせ下さい。

9月 '06

1日(金) 東海 nagoya cafe 午後7:00から9:00 (P10)	21日(木) ニュースレター校正日
3日(日) 東本願寺市民プロジェクト「お堀探検」 午前10:00から午後5:00(P11)	東海 ぼっとらっくばーてい 午後7:00から9:00 (P10)
4日(月) ラジオチーム 午後6:30から	25日(月) 子ども向け環境教育Webサイト制作プロジェクト(みつたまくらぶ)
7日(木) エコシティー研究会 午後7:00から	午後7:15から
8日(金) ニュースレター編集日 午後6:30から	28日(木) ニュースレター発送日
京都エコ暮らし応援プロジェクトチーム勉強会 午後7:00から	29日(金) 電子かわら版 午後7:00から
12日(火) SKIPチーム 午後7:00から	
14日(木) ラジオチーム 午後6:30から	※チーム、プロジェクト名だけのものはミーティングです。

旬のメモ

あなたの心に季節の窓を。

旬の話題と暮らし方のヒントをお届けします。

● VOL. 15 ● 「雨と雷と実り」

暦の上では秋でもまだまだ暑い9月。日本列島はたくさんの台風に襲われ、被害状況の報道がされると不安な思いが募ります。まちや人に大きな被害を残して去っていく台風ですが、生物たちにとっては恵みの雨です。私たちの食卓に欠かせないお米にもそれは言えることで、この雨によって稲が実り始め

ます。昔の人は台風とともにやってくる雷が稲を实らせると考えたために、雷に関する言葉に「稲妻」や「稲光」のように「稲」の字がよく使われているようです。

台風は怖いですが、この時期を越えると秋晴れの空とともに実りの秋がやってきます。

(文/ニュースレター編集部 安江 晃子)

講演のご案内

全国に講演に出かけています。お近くに来た際にはご参加ください。

■2日(土) 京都市 / 市民活動の広報プロセス ■2日(土) 津山市 / パートナーシップ

※↓一般参加はできませんが下記の講座にも講師を派遣しています。詳しくは京都事務局へお問い合わせください。

□16日(土) 甲賀市 / 食から考えるスローライフ □22(金) から23日(土) 山形県 / 地球温暖化防止活動推進員研修

# 地球の なかま

地球に暮らす生き物との出会い  
センスオブワンダーで心豊かに

センスオブワンダー...

アメリカの作家であり、海洋生物学者でもあったレイチェル・カーソンが、  
著書「センス・オブ・ワンダー」の中で伝えた自然を感じる感性

## 第14回 今、ゴリラ達は 【前編】 動物園のゴリラ達

文／ニュースレター編集部 千葉 有紀子

● 動物園のゴリラ達 3冊  
● 動物園のゴリラ達 1冊

3冊

1冊

● 動物園のゴリラ達 2冊  
● 動物園のゴリラ達 1冊  
● 動物園のゴリラ達 9冊  
● 動物園のゴリラ達 1冊  
● 動物園のゴリラ達 1冊

2冊

1冊

9冊

1冊

1冊

1冊

1冊

1冊



木の枝で遊ぶゴン 写真提供：京都市動物園

● 動物園のゴリラ達 10冊  
● 動物園のゴリラ達 2冊

10冊

2冊

1冊



# みんな集まれ！ わしっわしっ ひろば

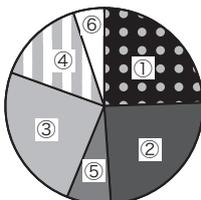
## 9月のテーマ：環境市民のウェブサイト 「エコ投票」の結果紹介

あなたと  
つくる  
ページです

昨年8月から1年にわたり、環境市民のウェブサイトで「エコ投票」を実施してきました。「エコ投票」の目的は、(1)気軽に環境のことを考える機会を提供する、(2)結果に対するコメントを通じ、グリーンコンシューマーの視点を伝える、というものです。現在実施中のものも含め13テーマについて4~5択の選択肢に投票してもらい、結果を公表してきました(表)。今回は、今の時期に関係がある4テーマをご紹介します。

### 質問：エコな暑さしのぎ、好きなのはどれ？

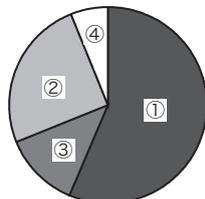
- ①すだれをかける (10) 24%
- ②打ち水をする (10) 24%
- ③昼寝をする (10) 24%
- ④川や海に遊びに行く (6) 15%
- ⑤アイスクリーム / わらびもちをたべる (3) 8%
- ⑥その他 (2) 5%



どこへいってもクーラーがガンガンいっているこの季節。電化製品にたよりにすぎいませんか？ 結果は、「すだれをかける」、「打ち水をする」、「昼寝をする」が並びました。なかでも「昼寝をする」が上位ランクインしたのはおもしろいですね。「寝ている一時の間は暑さを忘れられる」(投票コメントより)というのは行動学的にも正しい方法かも。日本の伝統的な暑さしのぎ、「すだれをかける」、「打ち水をする」は堂々の上位。すだれは、熱が家に入る前に遮断できるので、ブラインドよりも効果的です。打ち水は、夕方に。マンションのベランダでもできます。ただ昼間にすると、一時的に温度は下がりますが、その後逆に蒸し暑くなってしまうのでご注意ください！

### 質問：雨の日やかんかん照りの日など、近くても買い物に行くときに車を利用しますか？

- ①必ず自転車か徒歩を利用する (9) 56%
- ②ついでに用があったら車を利用する (4) 25%
- ③買物の大きさによっては車を利用する (2) 13%
- ④その他 (1) 6%
- ⑤必ず車を利用する (0) 0%

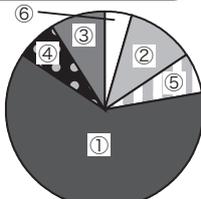


外に出たらクラクラしそうなほど暑いこの季節。意外なことに一番多かったのは「必ず自転車か徒歩を利用する」でした。「必ず車を利用する」への回答はありませんでしたが、郊外や中山間地域などは近所にお店がなく、どうしても自動車で行かざるを得ないという状況もあると思われます。

しかし、まちなかで反射的に車を利用するというライフスタイルは問題です。暑さと紫外線対策をしっかりとって、まち歩きを楽しみながら買い物らしいの余裕がほしいもの。身近な商店街が姿を消し、郊外のショッピングセンターに行かざるを得ないというまちのあり方自体、見直しておかなければなりませんね。

### 質問：風邪を引いたかな？ と思ったとき、まずどうしますか。

- ①体を温めてしっかり寝る (28) 62%
- ②葛根湯など漢方薬を飲む (5) 11%
- ③その他 (4) 9%
- ④たまご酒やショウガ湯などを飲む (3) 7%
- ⑤まずは医者に行く (3) 7%
- ⑥一般的な風邪薬を飲む (2) 4%



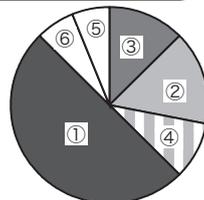
この質問は真冬に聞いたものですが、夏も風邪を引きやすい季節。結果は、「体を温めてしっかり寝る」が2位以下を大きく引き離して堂々の1位。実は風邪自体を直接治す薬はまだ発明されていません。風邪薬は風邪の症状を緩和したり、身体の免疫力がよく働くように助けてくれるもの。まずは規則正しい生活で予防。寝冷えやクーラーのかけすぎにはご注意ください。かかったかなと思ったら、身体をあたためて栄養をとり、ゆっくり休みましょう。気が緩むと風邪をひいたという経験はだれしも持っています。でも、気も緩められない多忙な生活を送るよりは、日々の健康への心がけが一番の特効薬では、という気がします。

(表) 2006.8.12 現在 投稿数計 430

Q. 蚊が近づいたらどうしますか？ ('06.8月)	65
Q. どこでよく買い物をしますか？ ('06.7月)	51
Q. 湿気をどうやってとりますか？ ('06.6月)	32
Q. ボランティアをする/したいとしたら、その理由は何ですか？ ('06.5月)	43
Q. ウールを洗うとき、どのようにしていますか？ ('06.4月)	16
Q. あなたが今この季節に、最もおいしいと感じる野菜は？ ('06.3月)	41
Q. 風邪を引いたかな? と思ったとき、まずどうしますか。 ('06.2月)	45
Q. 最近、気候が変わってきたな、と思いますか？ ('06.1月)	20
Q. 電気器具を買うとき省エネ仕様のものを選んでいる。 ('05.12月)	10
Q. 外食で割り箸が出てきたとき、どう思いますか？ ('05.11月)	21
Q. あなたの住んでいる市区町村自治体は環境への取り組みに熱心だと思いますか？ ('05.10月)	29
Q. 雨の日やかんかん照りの日など、近くても買い物に行くときに車を利用しますか？ ('05.9月)	16
Q. エコな暑さしのぎ、好きなのはどれ？ ('05.8月)	41

### 質問：湿気をどうやってとりますか？

- ①窓を開ける (16) 50%
- ②除湿器やエアコンのドライ機能を使う (5) 16%
- ③湿気取りを置く (4) 13%
- ④新聞紙を敷く (3) 9%
- ⑤炭を置く (2) 6%
- ⑥あきらめる (2) 6%



梅雨の季節はすぎましたが、日本の夏は湿気が多くとにかく蒸し暑い。結果は、「窓をあける」が半数を占めて1位。次に続くのは「除湿器、エアコンの活用」でした。最近の住まいは気密性が高く、閉め切っていたら蒸し風呂状態になってしまいます。市販の除湿剤は、廃液が排水管を痛めますし、ごみも出ます。電化製品に安易に頼りすぎるのも、省エネの観点からさけるべきでしょう。できるだけ通気性をよくし、湿気がこもらないように予防対策をおすすめします。新聞紙や炭、麻・い草製品などは吸湿に効果的です。涼しげな雰囲気づくりにもなりますね。

編集部より…こうして結果を見てみると、さすがは環境市民の皆さん、エコロジカルな選択が多くて関心します。読者のみなさんは何を感じられたでしょう。これからもういるなテーマで「エコ投票」を実施していきます。ぜひ積極的な投票をお願いします。ウェブサイト「ボランティアひろば」(<http://kankyoshimin.u-me.jp/>)の右側にある「エコ投票」から投票できます。今回の結果一覧は「エコ投票」のページにある「その他の投稿」>「全投票一覧」から見ることができます。

### 11月号のテーマは「私のエコな健康法」です。

本格的な冬を前に、体力づくりがかかせないこの季節。みなさんが日頃実践している「エコな健康法」を教えてください。編集部では読者の皆さんとのコミュニケーションを通じてよりよい紙面づくりをめざしています。ニュースレターへのご意見、ご感想もドシドシお寄せください。

➡ ニュースレター編集部まで、メールかFAX、郵送でお送りください

《《 締め切り：9月30日(土) 必着 》》

● E-mail ●  
newsletter@kankyoshimin.org

● FAX ●  
075-211-3531

〒604-0932 京都市中京区寺町通二条下ル 呉波ビル3階  
NPO 法人環境市民 みどりのニュースレター編集部 宛

環境市民のウェブサイトからも投稿できるようになりました！

●環境市民ウェブサイト URL <http://www.kankyoshimin.org>  
《トップページ》→《ボランティアひろば》→《掲示板一覧の「みんな集まれわいわいひろば」》と順にクリックしてください。

第15回 藤見昌憲さん

環境市民ちやり民のメンバー。去年4月からは京都府地球温暖化防止活動推進委員に携わっている。

編集

田佳

白

◆自転車との出会い

約 1 年 2 年 3 年 4 年 5 年 6 年 7 年 8 年 9 年 10 年 11 年 12 年

る

◆自転車がまちづくりを変える!?

自転車の可能性に身をもって気づいて欲しい。一段と視界が広がりますよ!



◆ターゲットは団塊の世代

◆観光都市京都と自転車の関係

る

編集後記

お詫びと訂正

先月8月号 (No.159) でご紹介した余部衛さんのふりがなが一部間違っておりましたので訂正させていただきます。正しくは「あまべまもる」さんです。

【編集部】(五十音順)

- 有川 真理子 風岡 宗人 久保 友美
- 鈴木 郁 千葉 有紀子 寺西 孝一郎
- 羽野 和幸 安江 晃子 鱈部 晶彦
- 下司 智子 (デザイン・レイアウト)

編集を終えて……

初めて「1/環境市民」の取材・編集に携わり、原稿を書くことの難しさの壁に立ち向かうことになりました。聞き手の立場で書くのか、話し手の立場で書くのか、私にはそういう感覚がなかったので、とても勉強になりました。今後、原稿を書くときにこの経験を生かしたいと思います。

(ニュースレター編集部 吉田 佳代)

次号予告

みどりのニュースレター No.161 2006年10月号

現在編集中!

特集:【後編】容器包装リサイクル法改正を徹底解説

どのようなシステムで容器の発生を抑制するか。海外の事例を紹介しつつ、容リ法改正の問題点から日本の持続可能なものづくりのビジョンまで追求していきます。

# 今月のありがとう!

目立たないところでも、  
お力を貸してくださった方々に、  
感謝をこめて。  
(敬称略)

## 8月号ニュースレターの発送

井口 晃子/北代 るり/久保 浩/  
千葉 有紀子/辻野 隆雄/長屋 博久  
三谷 齊/吉田 佳代/吉田 文子  
鰐部 晶彦/ 《五十音順・敬称略》

ご協力、ありがとうございました!

### 新会員の方々

7月15日から8月15日

石黒 清香

上萩 寛

ジェフリー S. アイリッシュ

### 寄付

7月15日から8月15日

亀井 泰裕

長崎 純一

長崎 悠歩

長崎 大樹

ありがとう  
ございました!

新入会員  
\*  
INTER  
VIEW

### ■上萩 寛さん (7月31日入会)

以前から環境市民のことは知っていましたが、自治体学会を通じて環境市民の活動を知って入会しました。森林インストラクターとしても活動しており、今後は環境市民が森林問題などにも取り組んでいくことを期待しています。

## 環境市民に入会しよう!

環境市民は、多くのボランティアと会員の皆さんの参加によって支えられています。「持続可能で豊かな社会づくり」のために、ぜひ会員になって環境市民の活動を応援してください!

### ■ 会員特典

- 月刊会報誌「みどりのニュースレター」をお届けいたします。
- 行事などの参加費を割引させていただきます。
- 会員専用ブログ「ボランティア広場」への参加ができます。
- 環境に関する様々な情報を得たり、また質問や相談ができます。

### ■ 会費の振込み方法

- 郵便振替の振込用紙に、住所・氏名・電話番号・会員の種類・送金内容事項をご記入の上、「年会費+入会金」をご入金ください。  
(※シニア・学生・助成・特別助成会員は入会金不要)
- ご入金を確認後、最新のニュースレターと会員バッジ、入会記念としてポストカードをお届けします。

### ■ 会費

種別	年会費	入会金
個人会員	4,000円	1,000円
ペア会員	6,000円	2,000円
シニア・学生会員	3,000円	—
ファミリー会員	8,000円	2,000円
助成会員	10,000円	—
特別助成会員	50,000円	—
終身会員	一括 80,000円	—
営利法人会員*	1口 50,000円	50,000円
非営利法人会員*	1口 10,000円	2,000円

\*年会費は一口以上

~あなたのご支援が環境市民を支えます~

♥ 寄付をする... 住所・氏名・電話番号・寄付金額をご明記の上、下記の振込先へお振り込みください。

会費・寄付のお振込み先 【郵便振替】口座番号：01020-7-76578 加入者名：環境市民

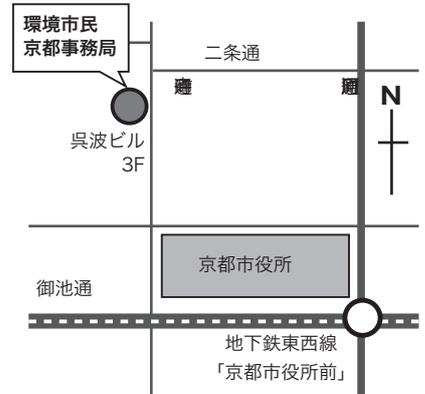
(発行) 特定非営利活動法人 環境市民 (代表) 塚本 珪一・枚本 育生 (発行人) 堀 孝弘  
【TEL】075-211-3521 【IP 電話】050-3581-7492 【FAX】075-211-3531  
【E-mail】life@kankyoshimin.org 【URL】http://www.kankyoshimin.org  
〒604-0932 京都市中京区寺町通二条下ル吳波ビル3階 (月から金 午前10:00から午後6:00)

### 環境市民 東海事務所

【TEL&FAX】052-521-0095 【IP 電話】050-3604-6182  
【E-mail】tokai@kankyoshimin.org 【URL】http://www.kankyoshimin.org/tokai/  
〒451-0062 愛知県名古屋市中区西花の木1丁目12-12 花の木 AOIビル4階

### 環境市民 滋賀事務所

【TEL】077-522-5837 【E-mail】cefshiga@kankyoshimin.org  
〒520-0046 滋賀県大津市長等2丁目9-12 笠文彦気付



本誌の無断複写・複製・転載を  
禁じます。

「環境市民」  
登録商標 第4809505号

この印刷物は風力発電による自然エネルギーを使用して  
古紙配合率100%再生紙に、大豆油インキで印刷しました。

印刷：(有) 糺書房



# 環境市民

Citizens Environmental Foundation

21世紀  
地球を、地域を、生活を、  
持続可能な豊かさに

